

注) ここでいう「地域の縁がわ」とは熊本県に登録されている団体のみならず、地域福祉活動を行う団体(法人・企業・事業者等)も含む。

熊本県地域共生社会推進事業等業務委託仕様書（案）

1 事業の目的

高齢化や人口減少、単身世帯の増加に伴い、福祉ニーズは多様化・複雑化している。加えて、人口構造や世帯構成の変化速度には地域差があり、地域における支え合い機能が脆弱化していることが深刻な課題となっている。こうした状況を踏まえ、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けて、福祉分野を越えた連携と地域との協働による全市町村での包括的支援体制の整備が努力義務となっている。(社会福祉法第106条の3)

しかしながら、体制整備を進める現場では、市町村が人材や制度理解の不足、具体的な進め方が分からないといった課題を抱えている。したがって、県は市町村を支える後方支援の充実を図る必要がある。

具体的には、①包括的支援体制の仕組みや構築手法について理解を深め、実践を促すため、市町村職員を対象とした伴走型ワークショップを実施する。

また、②「地域の縁がわ」を核に、市町村や支援関係機関と連携する体制を構築することで、属性を問わない相談の受け止めと支援機関への円滑なつなぎを実現する。これにより、地域資源を効果的に活用した包括的な支援体制の構築を図り、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

2 予算

6,000,000円以内(消費税込み)

3 実施期間

契約締結の日から令和9年2月19日まで

4 事業概要

① 市町村伴走支援事業

- 1 全市町村職員を対象としたワークショップ(以下、WS)を年4回実施(第1回WSは7月下旬頃に県が実施。第2回WS～第4回WSを委託)。
- 2 複数自治体で体制整備を手掛けた実績や包括的な支援体制整備について見識を有する者等をアドバイザーとして複数配置(WS1回あたり2名以上)し、グループごとに対応。
- 3 年間を通して段階的なテーマを設定し、毎回、事例共有と目標設定を行い、次回のWSで達成度を確認する。
- 4 包括的支援体制構築や充実・強化に向けたポイント、市町村の優良事例等、次期地域福祉支援計画の検討・作成作業を一部兼ねる。

② 「地域の縁がわ」活用促進事業

- 1 県内2地域(八代市、美里町)で実施する。
- 2 事業計画はそれぞれの実施市町村、「地域の縁がわ」、地域住民との協力のもと進めていく。

- 3 「地域の縁がわ」と市町村、関係機関との連携体制を構築し、地域住民の相談を受け入れる体制を整備することで包括的支援体制の実現を図る。
- 4 令和9年1月下旬頃に、事業実績報告書を作成する。

<全体の流れ>

① 市町村伴走支援事業

7月 第1回WS（包括的支援体制の概要・整備手法、市町村における相談窓口の確認）

9月 第2回WS（検討中）

11月 第3回WS（検討中）

1月 第4回WS（検討中）

※各WS開催日の20日前までには開催案内を市町村に通知できるよう、所定の事務手続きを行う。

② 「地域の縁がわ」活用促進事業

7月～市町村、「地域の縁がわ」、支援関係機関の連携体制案の作成・調整

8月～属性を問わない相談受け入れ・支援体制の構築

9月～連携体制・相談受け入れ・支援体制の運用（適宜フィードバック）

1月～実績報告書（相談受け入れ・支援機関へ繋いだ実績等）作成

※関係団体や地域住民（自治会長、地区長）を交えた意見交換会を適宜行い、事業内容の検討・修正を行う。

5 委託内容

① 市町村伴走支援事業

1 全市町村を対象としたWSの企画・運営（計3回）

2 市町村への助言

3 実績報告の作成

4 その他1～3に関連して必要な業務

② 「地域の縁がわ」活用促進事業

1 市町村、「地域の縁がわ」、地域団体等を交えた意見交換会等の開催・調整

2 市町村・「地域の縁がわ」・支援関係機関等が結びついた連携体制の構築・実証

3 実情に応じた体制への修正

4 実績報告の作成

5 その他1～4に関連して必要な業務

6 提案いただく内容

※講師、アドバイザー、連携先となる「地域の縁がわ」と契約を結んでおく必要はありません。あくまで、候補として提案してください。

① 市町村伴走支援事業

1 第2～4回WSのそれぞれの研修テーマ案、講師・アドバイザーの候補、グループワークのテーマ案

② 「地域の縁がわ」活用促進事業

- 1 連携候補となる「地域の縁がわ」等
- 2 「地域の縁がわ」を活用した、属性を問わない相談の受入れ・支援体制及びその運用方法の案
- 3 実績報告書のイメージ

7 その他

- 委託事業の企画・実施においては、県や実施市町村、関係団体と受託事業者とで十分な意見調整を行い、より事業効果が高いものとなるよう一体となって取り組むこととする。
- 実施計画の策定・変更の場合は、事前に県に確認し、県の上承を得た後に実行すること。
- 委託業務の実施にあたっては、県が認めた場合を除いては再委託できないこととする。
- 県及び実施市町村は、企画プロポーザルにかかる費用を負担しない。
- 選定した1社の見積額及び提案内容を精査し、提案内容について必要があれば内容の一部を変更したうえで再度見積書を徴し、予算額内で契約を締結する。
- 実施市町や「地域の縁がわ」に過度な事務負担を生じさせないこと。